

熱損失防止（省エネ）改修住宅に係る 固定資産税の減額制度のご案内

既存住宅について、熱損失防止（省エネ）改修工事を行った場合に固定資産税（家屋）を減額する制度があります。制度の内容等は次のとおりです。

1 減額措置の適用条件

- (1) 平成26年4月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）であること
 - (2) 当該住宅の居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること
 - (3) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
 - (4) 窓の断熱改修工事（二重サッシ化，複層ガラス化など）又は窓の断熱改修工事と合わせて行う床，天井又は壁の断熱改修工事であること
 - (5) 断熱改修工事を行った各部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること
 - (6) 令和3年1月2日から令和6年3月31日までの間に完了した工事であること
 - (7) 熱損失防止（省エネ）改修工事に要した費用が60万円超（断熱改修に係る工事費が60万円超，又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって，太陽光発電装置，高効率空調機，高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超・国又は地方公共団体からの補助金等を除く）であること
- (補足) 工事完了後3ヶ月以内にご提出ください。なお，提出が遅れてしまう場合は資産税課までご相談ください。

2 減額措置の内容

- (1) 工事完了の翌年度分に限り，固定資産税額（家屋分）の3分の1を減額
※長期優良住宅に認定されている場合は3分の2を減額
- (2) 減額対象床面積は1戸当たり120㎡までの居住部分

3 申告手続き

柏市の「熱損失防止（省エネ）改修住宅に係る固定資産税の減額適用申告書」による申告が必要です。

4 添付書類

- (1) 増改築等工事証明書
- (2) 熱損失防止（省エネ）改修工事に要した費用を証する書類（写し）
- (3) 柏市が発行する認定長期優良住宅であることを証する証明書（写し）
※長期優良住宅に認定されている場合

留意点

- 1 高齢者等居住（バリアフリー）改修住宅に係る固定資産税の減額制度との併用が可能です(ただし，認定長期優良住宅の場合は除く)。
- 2 新築住宅の軽減又は耐震改修の減額制度との併用はできません。
- 3 この制度による減額は1度しか受けることができません。

問い合わせ先

柏市役所 資産税課 家屋担当 TEL04-7167-1111 (内) 344・345・346